町報 つなぎ

昭和58年
4月1日
第207号
発行所　津奈木町役場
編集　企画課
印刷所　あすなろ印刷

人口と世帯
（3月1日現在）
人口 6,291人（＋12）
男 2,999人（＋6）
女 3,292人（＋6）
世帯 1,712世帯（＋3）
( )内は前月との比較

昭和58年度に実施する主な事業

事業名	事業費（千円）	備考
庁舎建設事業	600,000	干拓
過疎代行町道辻線	県営	川内
芦北水俣広域農道	〃	
合串地区過疎基幹農道	〃	福浦から合串
岩城・湯浦線局部改良事業	〃	
赤崎線改良工事	15,000	
津奈木太郎線 古中尾線 日野越線　舗装工事	15,500	内野 古中尾 倉谷
柳追線改良舗装工事	18,300	大泊
馬米支線新設工事	6,700	染竹
新立農道整備事業	20,200	大泊
平国福浦地区簡易水道	25,000	平国福浦
津奈木地区簡易水道	76,000	染竹
古川海岸堤防整備	県営	新川
急傾斜地崩壊対策事業	〃	福浦
合串漁港修築事業	〃	消波工
福浜漁港海岸保全事業	33,600	消波工
三峯林道建設事業	38,500	染竹
荒峰林道建設事業	22,600	古中尾
テニスコート照明施設	6,200	電柱4本 100ルックス
第三選果場増設補助	4,000	
地籍調査事業	11,700	大字津奈木の一部
治水砂防事業	県営	負担金

新庁舎建設、町有林で豊かな財源づくり

昭和58年度一般会計予算　十九億五千六百六十万円

施政方針（要旨）　—住民サービスの向上を—

町長　六車孝吉

我が国経済の低迷は世界の大不況に関連するものであり、現在、産油国の石油値下げの動きは僅かに景気好転の兆しとも言われる。

この様な経済状況の中で、行財政改革は全国的な課題として国・地方を問わず強く推進が望まれているところであります。

現在の**行政事務**の合理化・減量化に努め、経常経費も現実可能な限りの節減を職員と一体となって推進致し、組織機構の見直しのため、職員各層の意見を聞き試案、検討している段階でございます。

財政の安定を図るためには確実な財源が必要です。四十七年度より、分収林の純町有化を図り、大野原の、杉と桧主体、三〇〇haにつき計画的管理の結果、見違える様な山に育ってきております。

基本的財源となる町有林は、十五年後、現在の立木価格で見積っても、**八十億円**の価値があるものと試算致している。この山林は町の先輩達が私達に残しました貴重な財産であり、先輩の意志を引き継ぎ、子孫に価値ある財産として残すため適切な手入れを行う必要があります。周期伐採ができる約十五年後は町財政に毎年潤いを与え、大きな事業を行う場合の財源とすることができます。

町有林での枝打を講習：指導する六車町長

もう一つの財源は**干拓地**の農村工業導入地域指定地、十六万㎡であります。県の企画部長にも特に御願いを申し上げ、堅実な企業進出に対する御配慮を約束頂いておりますが、最近の不況と交通事情の劣悪な現在、早急な実現は困難であると考えており、現段階では公共事業の土捨場として、一石二鳥の盛土を行っており、数年で埋立てが完了するものと思います。

私は町内青年との対話で必ず、若い内に多くの**本を読む**様に奨めますが、皆さんが何時でも自由に閲覧できる、多目的ホールを備えた**図書館**を建設致したいと考えております。

最近、教育の荒廃が叫ばれ中学生の非行は全国的な問題として論議されています。幸い、本町では心配される様な事は起きておりませんが今のうちに、家庭、学校、社会が一体となった**教育環境づくり**により、充実した教育の町にするよう努力致したいと考えております。

本年度は**町制施行二十周年**にあたります。新庁舎建設計画もありこの落成と併せて意義ある記念行事を行ないたい。

新庁舎建設：改善センター西側

庁舎建設にあたっては町民の皆さんが親しみ、利用しやすい庁舎をと心掛けております。又、庁舎建設地の周辺、鎧ケ崎を含めた一帯の**環境美化**も同時に実施する様に致します。

過疎化に歯止めをかけるため生活基盤の整備が急務であります。

道路網整備では国道三号線の登坂車線、本町側工事をはじめ別表の事業を計画致しております。

環境整備については本年一月、平国福浦地区簡易水道の水源枯渇により、急きょ、赤崎地区の配水地から緊急送水を行っており、この解決策として、平国宇土地区にボーリングを行ない水源確保を計画。津奈木地区簡易水道では染竹の拡張工事を計画しております。

災害防止事業では川内川・赤崎川・千代川の改修工事、古川海岸堤防整備などを実施する計画です。

農業振興では農道整備等を継続して実施し労働効率の向上をはかり、畜産は依然、不振が続いている現状ですが飼育原価抑制のため管理指導、発酵堆肥生産についても積極的に推進致したい。

水産では新沿岸構造改善事業により、平国の合串漁港に荷捌所を建設、更に漁協と充分話し合いの上、その他の施設の充実を図りたい。県営合串漁港修築事業の早期完成を推進するとともに、同漁港と赤崎の福浜漁港の海岸保全事業などの防災事業も継続して実施する。又、魚礁設置や稚魚放流など資源の保護育成、養殖漁業の振興などについても、一層の努力を致したいと思います。

林業では生産性を高める林道の建設・国土保全の上からも山林の育成など計画的に取り組んで、まいる所存です。尚、町有林は、本町林業の指導、模範的な山林として効率的な除伐・間伐・枝打ちを行ない、地域全体の育成技術の向上と経営の安定を図り、又、湧水利用の灌水林業や町有林となった椋石のミカン園の適当な場所に杉・桧の育苗圃を造成したいと考えております。

教育ではテニスコートの照明施設と当初計画の運動公園の残された野球場建設に向け、改善センター前の鎧ケ崎に三号線改修と国鉄復線化の折り捨てられた廃土約一万二千㎥を観覧席造成に利用し、改善センター前の地すべり危険防止と美化をはかりたいと考えております。

土砂運搬には多額の経費を要するので、今回も**陸上自衛隊に部外工事**として快く引受けて頂き、五月上旬に福岡県小郡市の第五施設団から隊員約四十名とブルトーザーなどの機械を派遣して頂く様、決定をみる事ができました。

運動公園造成は昭和五十二年度から自衛隊の特別の配慮により、現在の立派な施設が出来上ったもので、心より感謝申し上げております。

社会教育は教育委員会を中心に各種の講座を開いておりますが、各部門共、底辺の拡充が重要な課題になるかと思います。

干拓周辺の環境美化

水俣病対策については現在、本町の認定申請者が一、九五六名、認定者は二八五名で、町民に占める割合は認定申請者で三一%、認定を受けた人は四・五%の高率に上りこれは隣接市町で最も高く、最大の被害町であることを示しています。認定業務については県とも十分協議し、促進のための努力を致したい。従来、公害発生地の水俣市のみ、マスコミが取り上げ「貴い公害」で最大の被害を出した本町のことは報道の盲点となっている嫌いがあり、現状を強く訴えて参りたいと考えております。

老人保健法が二月一日から新設された中に、四十才以上の成人に対する健康管理、定期検診も含まれており、今後、運営状況を見て、健診センターの新設や保健婦の増員等も考慮する必要があると考えております。

当初予算の一般会計で歳入合計は一、九五六、六〇〇千円と致しました。

歳出では極力抑制に努め、最低の経費で最大の住民サービスを目指して編成を行なっております。

議会費は四四、四二〇千円で対前年比九六・九%。**総務費**では新庁舎建設費など、七九三、三四一千円。

民生費は前年比、七二・七%で児童措置費などを主に一四三、四〇五千円。**衛生費**では老人保健法に基づいて、健康に関する相談・教育・診査・検診などの新事業と予防接種等や、簡易水道の水源ボーリングを計上致し、合計は八二、九〇四千円。

農業費では水田再編・甘夏B地区対策・第三選果場の晩柑選果場増設工事・産業祭・農業基盤整備事業・地盤調査の合計、四三、二一七千円。

林業費は林道二ケ所と町有林管理で八九、六二〇千円。

水産業は魚礁工事・県営合串漁港修築及び海岸保全・新沿岸漁業構造改善事業　沿岸漁業振興補助など、九六、〇〇〇千円。

農林水産業費の総額は三四七、〇九五千円。

商工費は三、三九三千円。**土木費**は道路維持に、一三、一一七千円。道路新設改良では五九、〇〇三千円。河川費は治水砂防事業の県負担金などで土木費計一二五、六一一千円。

消防費は消防団の強化充実・防火槽の設置・福浦の急傾斜崩壊防止事業など、一六四、六四九千円。

防火意識の向揚につき、幼年期より一貫した指導が必要で、幸い昨年、平国小学校に少年消防隊、幼稚園・津南保育園・津奈木保育園に幼年消防隊と、その母親で組織する各婦人防災クラブが結成され、防火思想の普及にあたって頂いております。

ケイレイ！津奈木保育園児

教育費は給食車の買替え・総合運動公園整備・平国小学校整備など、一三一、六七五千円。

公債費は対前年比九・五%増で、二二、七六〇千円、その他合わせまして**歳出総額**は一、九五六、六〇〇千円、対前年比は一二八・四七%で新庁舎建設の経費を差引きますと、約九一%になるかと思います。

特別会計では、国民健康保険事業、三六八、〇〇〇千円。老人保険事業、二二五、〇〇〇千円。簡易水道事業、三九、〇〇〇千円。農業共済事業、二二、〇〇〇千円をそれぞれの目的に従って、効果を上げるよう予算計上を致しております。

以上のように各会計・各款項に亘って厳しい財政状況を反映した予算編成を行ってまいりましたが運用にあたっては創意工夫により益々住民サービスの向上が計れるよう努力致す所存でございます。

（以上施政方針を要約）

四月の行事

5日　保育園入園式　十時
8日　小学校入学式　十時
9日　中学校入学式　十時
10日　県議会議員選挙　投票日
金比羅宮祭り
11日　幼稚園入園式　十時
乳幼児健康診査
12日　諏訪宮祭り
15日　阿蘇宮祭り（奉納ゲートボール大会）
17日　町議会議員選挙　告示
テニス教室
24日　町議会議員選挙　投票日

幸せな郷土はきれいな選挙から

四月　十日　県議会議員選挙
四月二十四日　町議会議員選挙

不在者投票

四月十日（県会議員選挙）四月二十四日（町議会議員選挙）の投票日当日、仕事や出張が決まっていたり、出産などのため投票所に行けない場合には不在者投票ができます。

不在者投票をする場合遠方に旅行中や滞在者は、前もって町の選管にその理由を書いた投票用紙請求書（宣誓書）を提出すれば、選管から投票用紙を送ります。この用紙をもって滞在地の選挙管理委員会に行って投票する。

指定病院（水俣市立病院等）に入院している方は、不在者投票管理者に申し出れば、色々の手続きをして貰えます。

選挙の当日、投票所に行けない人は、告示の日から投票の前日までに役場選挙管理委員会へ印鑑をもって来てください。

一人もれなく投票するように皆様方の御協力をお願い致します。

これだけはやってはいけない

1. 事前運動・立候補届出前における選挙運動はいっさいできない（但し立候補の準備運動行為はできる。）
2. 選挙事務関係者・特定の公務員・地方公務員・教育公務員等法律で選挙運動が禁止されているものの選挙運動
3. 未成人者の選挙運動（選挙運動の労務は可）
4. 飲食物の提供・湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物の提供。

○注「飲食物」とは、なんら加工しなくても、そのまま飲食に供し得るもの例えば、料理・弁当・酒・ビール・ジュース・果物・菓子等をいう。）

○「選挙運動に関して」とは「特定の候補者の選挙運動に関して」という意味であり投票を依頼する目的の有無は関係ない。

○ 第三者が、候補者を激励するため、いわゆる陣中見舞をして候補者に飲食物を提供する場合も〃選挙運動に関するもの〃で禁止される。

○ 提供できるもの
湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子（せんべい・まんじゅうなどいわゆるお茶うけ程度のもの）みかんやりんご程度の果物や漬物等も通常用いられる程度を超えない限り、ここでいう菓子の類にはいる。又、菓子であっても高価な洋菓子の類はここでいう菓子には含まれない。酒・ジュース・サンドイッチ等は提供できない。

5. 戸別訪問　戸別訪問は、選挙の期間前と期間中であるとを問わず禁止されている。

戸別とは必ずしも個々の選挙人宅をいうのではなく、会社や工場等も含まれ、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもっていた場合は戸別訪問となる。

○ 例外として個々面接・電話による選挙運動は許されている。
「個々面接」とは、汽車やバスの中、或は通路上でたまたま知人や友人に出会ったときに、その機会を利用して投票を依頼することで、これは自由である。
はっきり候補者の名前を出しても良いが、他の人にも聞かせるようにわざと大きな声を出すことはできない。

6. 候補者等の寄附の禁止
候補者又は候補者となろうとする者は、その選挙に関すると否とを問わずその選挙区内にある者に対して寄附をすることはできない。

◎ 禁止されているもの
1 町内の祭りの寄附はいっさいできない。
2 店の開店や葬儀に花環を送ること
3 お中元・御歳暮・入学祝・結婚祝・出産祝・餞別等も禁止されている。
4 正月や祭に自宅に来た選挙区内の選挙人に対して、酒食を提供することはできない。

以上は選挙運動の期間中ばかりでなく常時禁止されている事項である。

◎ 特に認められるもの
○ 親族に対してする場合
（六親等内の血族・配偶者および三親等内の姻族）
○ 結婚式等に招かれた場合、会費制の場合その会費を支払うこと。相手方との了解のもとに提供された料理代等に見合う実費程度の金銭を支払うこと。

今回の町会議員の選挙は、その期間前、四月十日金比羅宮・四月十二日諏訪宮・四月十五日阿蘇宮の祭りと選挙が一緒に来る年になります。

只今記しました様公職選挙法は候補者は勿論、一般の選挙人に対しても厳しい規程となっています。明るく正しい選挙をする為に町民一体となって理解し、御協力をお願い致します。

消防点検結果

三月二十一日、総合グラウンドにおいて、昭和五十七年度津奈木町消防団の消防点検が開催され、消防団関係者の表彰に続き規律審査・ポンプ操法・放水競技が行なわれました。結果は次のとおりです。

・規律審査の部
優勝　平国婦人分団
二位　第六分団
三位　役場機動隊

・放水競技の部
優勝　第七分団
二位　第五分団
三位　第二分団

花いっぱい！

古中尾部落の山崎直次郎さんは毎年、朝顔の花・肥後菊・肥後しょうぶのきれいな花を咲かせ、同好者には、株分けをしたり、種子を配って喜ばれておられます。

今年は町内一ぱい花運動として、御希望の方に、朝顔の種子（四月上旬配布）、肥後菊の苗、肥後しょうぶの苗を無償で配布したいと申し込んで来られました。

苗の配布は個人個人では煩雑になりますので、部落毎にまとめて配布したいと思います。詳しい事は役場企画課へおたずねください。

消防点検　小型ポンプ操法

奨学生募集

津奈木町奨学金貸付条例により昭和五十八年度の奨学生を募集します。

高校又は大学等に修学する人で、向学心に富み、有能な素質を有し、かつ、経済的理由により修学困難な者に貸し付けられます。ただし、本町の奨学金以外の奨学金（育英資金など）の貸し付けを受けている人は借りられません。

高校（月額）　七、〇〇〇円
大学（月額）　二〇、〇〇〇円

ご希望の方は、四月中に、教育委員会に申し出て、手続きをとってください。

石油燃焼機器技術講習会

一、講習の対象
石油燃焼機器の設置及び点検・整備（販売）業務に従事する方

二、開催日時・場所
昭和五十八年五月六日より
五月十一日まで
八代市本町二丁目立体駐車場において
（電話0965・35・4747）

三、受講要領
受講料　一二、〇〇〇円

講習期日の約十日前に締切りますが、定員（二百名）に達した場合は、勝手ながらお断りすることがあります。

申込方法の詳しいことは、水俣、芦北消防組合までお問合せ下さい。
（電話0966・3・1191）

保健課より

乳幼児健康診査

乳幼児の健康診査を次の日程で実施致しますので、母子健康手帳を御持参のうえ、受診下さい。

一、実施日程及び場所
昭和五十八年四月十一日(月)
午後一時三十分から三時まで
津奈木町中央公民館

二、対象児
昭和五十七年六月一日から昭和五十七年十一月三十日までの出生児
（対象児以外でも、心配事や相談のある方は、受診下さい。）

三歳児健康診査

三歳児の身体面および精神発達面の健康診査を行ない幼児の健全な育成を目的としまして、三歳児健康診査を次の日程で実施致します。

実施日時	昭和58年4月18日	昭和58年4月27日
対象児	昭和54年7月30日から 昭和54年10月31日までの出生児	昭和54年11月1日から 昭和55年2月29日までの出生児
場所及び受付時間	水俣保健所 午後1時から2時まで	水俣保健所 午後1時から2時まで

※母子健康手帳を必ず御持参下さい。

戸籍手数料の改正について

昭和58年3月8日付政令第20号により、来る4月1日から戸籍・除籍謄抄本等の交付手数料が下記のとおり改正されます。

項目	改正前	S58年4月1日以後
戸籍の謄本又は抄本（1通につき）	200円	300円
除かれた戸籍の謄本又は抄本（1通につき）	300	500
戸籍の記載事項に関する証明（1件につき）	100	200
除かれた戸籍の記載事項に関する証明（1件につき）	200	300
戸籍関係の受理証明書交付（1通につき）	100	200

水俣駅より

好評いただきました「フルムーンパス」から女性を対象に絶勝される「ナイスミディパス」に早や変りいたしました。

特典は、
(1) 4日間で国鉄全線（新幹線を含む）グリーン車、乗り放題。
(2) 発売日は、昭和五十八年三月二十日から昭和五十八年七月二十八日まで。（昭和五十八年七月三十一日まで使用下さい。）
(3) 三十歳以上の女性グループで旅行される場合です。
(4) 二人用六万円 三人用九万円 があります。
(5) 日観連加盟のホテル・旅館へお泊りの方は、チョッピリプレゼントがあります。

注　詳しくは水俣駅旅行センターへ
（電話0966・3・0633）

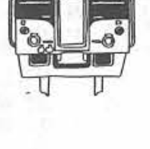

国民年金

四月からの保険料は前納できます

国民年金の保険料は、四月分から翌年の三月分まで一括して前納できます。

こうすると、毎月納める手数がはぶけます。

また、保険料も分納なら年に六九、九六〇円ですが、前納すると六八、二七〇円で一、六九〇円の割引きがあります。

また、附加保険料は年に七四、七六〇円ですが、前納すると七二、九五〇円で一、八一〇円の割引きになります。

前納される方は四月中に役場年金係へおたずね下さい。

郵便局だより

「青い鳥はがき」を
重度身体障害者に無料配布

1. はがきの配布対象は重度の身体障害者（一～二級）で三月三十一日現在満六才以上の人
2. 配布希望の方は最寄りの郵便局に身体障害者手帳を提出し、所定の用紙に必要事項を記入して申出て下さい。
3. 申し出の期間は四月一日から五月末日までです。
4. 配布枚数は一人につき二十枚です。

（代人でもよく、また郵便による申し出もできます。）

昭和五十八年度左記の祝日は郵便の集配業務は取扱いませんのでご了承下さい。

記

昭和五十八年四月二十九日(金)
五月　五日(木)
九月　十五日(木)
九月二十三日(金)
十一月　三日(木)
昭和五十九年三月　二〇日(火)

裁判所の不動産競売の期間入札

当裁判所では次のとおり不動産競売の期間入札を実施します。

土地　二筆（当　／　筆）
土地付き建物七戸（当　／　戸）

入札期間
昭和58年4月12日から
同　年4月19日まで

入札物件については当裁判所書記官室で物件明細書・評価書等（写し）を閲覧してください。

なお、詳細は当裁判所書記官室にお尋ねください。

（電話2—2175）
八代市西松江城町一—四一
熊本地方裁判所八代支部

ご芳志お礼

部落	世帯主	故人
小津奈木	永松　真人	永松　ネヲ
竹中	高塚　明利	高塚　スヱ
日添	林田　千秋	林田　安任
桜戸	松本健次郎	松本　知義

右のかたがたから町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封をご寄付くださいました。この寄付金はご意志に添い有効に利用させていただきますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

なお三月一日号のこの欄におきまして「黒田玄吾」さんの「吾」の字が「吉」となっておりましたのでお詫びして訂正致します。